

## 「土地家屋調査士専門職能継続学習」制度について (以下「土地家屋調査士CPD」)

### 「土地家屋調査士CPD」構築の趣旨

現今の社会環境及び司法制度を取り巻く環境が急速に変化する中、「法律関連専門職種」、「測量技術者」としての土地家屋調査士の責任は非常に重大であり、プロフェッショナルとして社会の要請に応えていかなければなりません。そのためには、業務遂行に供する専門知識と技術の更なる維持向上を図ることが不可欠であります。つまり、われわれ土地家屋調査士は、専門資格者として継続的な能力開発を進めていかなければなりません。日常的に自己研鑽に励み、努力している会員の取り組みをバックアップしていくことを目的とした「土地家屋調査士専門職能継続学習」(「土地家屋調査士CPD」)制度の構築が必要になってくるわけです。

この度、会員の継続的な自己研鑽の取り組みを、全国共通の基準で適正・公平に評価し、それらを公表することで常に最新の専門知識・技術をもって社会の要請に応えている土地家屋調査士を社会にアピールし、社会的評価を獲得するために本制度を構築するものです。

### 「土地家屋調査士CPD」の概要

#### ◇ CPDって何ですか？ ◇

CPDとは、(Continuing Professional Development)の頭文字をとった略称です。

われわれ専門資格者たる土地家屋調査士は、業務に関連する法律の改正、測量技術の急速な進展に伴い、常に業務遂行に必要な最新の知識・技術の習得、さらに能力の維持・向上を図っていかなくてはなりません。そのために、研修会・講習会への参加、専門書の購読等の履歴を共通の基準で評価し、単位(ポイント)を付与し、それをインターネット等で公開することで、専門資格者たる土地家屋調査士の社会的認知度の向上を図るものです。

#### ◇ 今、なぜ CPDなのか？ ◇

多様化し複雑化した現代社会が、われわれ専門資格者、所謂プロフェッショナルに対してもっている要請に、プロフェッショナルとしてどう応えるか、その一つがCPDなのだといえます。

現代社会において、われわれ専門資格者は、情報開示を求められています。土地家屋調査士は、社会において一つの特権を取得した国家資格者です。国家資格者として、その実務実績等

の情報を開示することは、サービスの享受者である国民が業務を依頼する際の一判断材料としての有効な情報を得ることとなり、依頼者との信頼関係を構築する基本的な条件となるものです。

本来プロフェッショナルは、誰に強制されることなく日々研鑽を積み、倫理を守り、自身の専門性を常にプロフェッショナルであるに相応しいレベルに保っていますが、それらを目で見てもらい、説明をして理解してもらうことを制度として位置付けることが、社会の要請であり、社会の要請に応えるために今、CPDなのです。

#### ◇ CPD制度の目的 ◇

土地家屋調査士の研修については、土地家屋調査士法第25条により「調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と明文化されております。

土地家屋調査士CPDは、まさに土地家屋調査士会員の資質の向上を図ることで土地家屋調査士の社会的信用を高め、高い業務資質を国民に提供し社会に貢献することを目的とします。

#### ◇ CPD制度の実施 ◇

共通の基準による研修プログラムを設定し、その実施を評価し、単位（ポイント）化しています。単位（ポイント）は、CPD管理システムに登録・管理し、履歴証明は累積加算したポイント数・内訳を証明します。

① 証明する期間は、当年度分及び過去5年度分となります。

② 5年間における目標取得単位数は80単位です。

（なお、1年間に取得する単位数の上限はありませんが、下限は8ポイント程度とします。）

③ CPD参加者は、CPDの形態間、研修内容の分野間の単位取得については、それぞれバランスよく実施することに心掛けてください。

#### ◇ CPD制度の対象者 ◇

土地家屋調査士CPD参加者については、原則として土地家屋調査士会会員が対象となります。

なお、一部の研修（例 土地家屋調査士特別研修、ブロック新人研修）は有資格者が受講することができますが、有資格者のときに取得したCPDポイントは、公開の対象者となりません。

また、会員個人の研修を評価する制度であることから、法人は対象となりません（法人に対するポイント付与は行いません）。